

## 半農半 X 支援事業 (半農半 X 開始支援)

### 第 1 事業の目的

半農半 X 実践者が農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備を行う事業に対して支援をすることにより、初期投資の軽減を図り、もって本県農業・農村の担い手を育成確保することを目的とする。

### 第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な以下の施設等の整備に要する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は交付要綱別表 6 ( 2 ) のとおりとする。

- ( 1 ) 施設、機械の購入又は設置に要する経費
- ( 2 ) 素畜の導入に要する経費
- ( 3 ) 果樹等の植栽に要する経費
- ( 4 ) 排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費

### 第 3 事業実施主体

市町村長が認定した半農半 X 実践者であって、半農半 X 実践計画書に基づき農業経営を開始している者又は見込まれる者。既に農業経営を開始している者については、農業経営を開始した日の属する月の 1 日から起算して 3 年以内の者。

### 第 4 助成対象となる事項等

1 事業実施主体に関する要件は次に掲げるとおりとする。

- ア 農業経営開始時の年齢が原則 67 歳未満であること。
- イ 原則として農地の所有権又は利用権を半農半 X 実践者が有していること。
- ウ 主要な農業機械・施設を半農半 X 実践者が所有し、又は借りていること。
- エ 生産物や生産資材等を半農半 X 実践者名義で出荷・取引すること。
- オ 半農半 X 実践者の農産物等の売上げや経費の支出など経営収支を半農半 X 実践者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- カ 半農半 X 実践者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- キ 農業生産工程管理 ( G A P ) によって適切に農場管理を行うこと。または新たに取り組むこと。

なお、農林産物は「安全で美味しい島根の県産品認証制度」(美味しまね認証)の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施の翌年度中に認証を取得すること。ただし、交付決定時に農業経営を開始していない場合には、経営開始の翌年度中に認証を取得すること。

また、非食用農産物は農林水産省が策定した「農業生産工程管理 ( G

AP)の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物(非食用)に準拠した農場管理に取り組むこと。繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組むこと。

ク 農業ハウス本体及び灌水設備や養液システム等の栽培に要する付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置の設置を必須とする。ただし、付帯設備については、ハウス内に既に環境をモニタリングする装置が設置されている場合はこの限りではない。

ケ 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

## 2 整備しようとする施設等に関する事項

ア 事業実施主体が整備しようとする施設等については、半農半X実践計画書に掲げる営農目標達成に必要な施設とするため、半農半X実践計画書に記載がある事業を対象とすること。

イ 中古品を購入若しくは設置する場合には、その移設及び修繕に要する経費を含めることができる。ただし、その中古品は別紙「実施基準」で定める耐用年数を有するものに限る。

## 3 補助率及び交付先等は、交付要綱別表6(2)のとおりとする。

## 第5 事業の実施手続き

本事業の実施の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、事業実施計画承認申請書(別記6(2)様式第1号)に、事業実施計画書(別記6(2)様式第2号)を添付し、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、事業実施主体から事業実施計画の提出があったときは、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、適当と認めるときは、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出し、承認を得るものとする。
- (3) 知事は、(2)により提出のあった事業実施計画の内容が適正と認められる場合は、これを承認するものとする。
- (4) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定する重要な変更を行おうとするときには、(1)及び(2)に準じて行い、その承認申請は事業実施計画変更承認申請書(別記6(2)様式第3号)に事業実施変更計画書(別記6(2)様式第2号)を添付して行うものとする。

## 第6 事業実績等の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下のとおりとする。

- 1 事業実施主体が交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書(別記6(2)様式第4号)に事業実績報告書(別記6(2)様式第2号)を添付して提出するものとする。
- 2 当該実績報告は、第5の(1)及び(2)に準じ、速やかに知事に提出するものとする。

## 第7 経営状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間、経営状況報告書（別記6（2）様式第5号）を毎年4月末日までに市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、事業実施年度の翌年度から5年間、当該報告を毎年5月末日までに知事に提出するものとする。
- (3) 当該報告は、第5の（1）及び（2）に定める事務手続きに準じ、速やかに知事に提出するものとする。